

議題事項

福島県公安委員会から援助の要求があったので、これを受理して警察官を特別派遣する。

1 派遣目的

原子力関連施設の警戒警備に従事するため

2 派遣者

警察官

3 援助要求

警察法第60条第1項の規定により、福島県公安委員会から援助の要求があったもの

公安委員会 説明資料 No. 2	「公益社団法人かがわ被害者支援センター」 の事業結果等について	令和6年7月4日 警務部
---------------------	------------------------------------	-----------------

**報告事項**

**犯罪被害者等早期援助団体「公益社団法人かがわ被害者支援センター」の令和5年度事業結果及び令和6年度事業計画等について報告する。**

**1 公益社団法人かがわ被害者支援センターの事業概要**

公益社団法人かがわ被害者支援センター（以下「センター」という。）は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）に規定された「犯罪被害者等早期援助団体」である。

センターは、香川県警察及び香川県から業務委託を受けるなどして、「公益目的事業1」（犯罪被害者支援事業）を行うとともに、香川県から業務委託を受けた性暴力被害者支援センター「オーリーブかがわ」において、「公益目的事業2」（性暴力被害者支援事業）を行うものである。

**2 令和5年度事業結果**

(1) 公益目的事業1（犯罪被害者支援事業）

ア 広報啓発事業（法第23条第2項第1号）

- (ア) 被害者支援講演会の開催
- (イ) LINEスタンプ販売による広報啓発
- (ウ) ステッカー等による広報
  - ・ ことடன்（琴平線）車内ドアへのステッカー広告
  - ・ ことடன்バスへのマスク広告
  - ・ JR四国予讃線車内ドア上広告
  - ・ RNCラジオ「オールナイトニッポン」内でのスポット広告
  - ・ JR折りたたみ時刻表への広告
- (エ) 関係機関等との連携

香川県弁護士会 犯罪被害者支援委員会への参加

イ 相談事業（法第23条第2項第2号）

- (ア) 電話相談
- (イ) 面接相談
- (ウ) 法律相談
- (エ) 心理カウンセリング

ウ 犯罪被害者等給付金の裁定申請の補助事業（法第23条第2項第3号）

エ 直接援助事業（法第23条第2項第4号）

- (ア) 危機介入（被害直後における生活支援等）
- (イ) 付添い支援（病院、警察、検察庁、裁判所等への付添い）

オ その他必要な事業

- (ア) 被害者支援自動販売機設置による寄附金収入
  - ・ 令和5年度末 195 台（前年同期比+1 台）
  - ・ 令和5年度収益 332 万 7,949 円（前年収益比+3 万 2,591 円）
- (イ) 香川県共同募金会のテーマ募金「犯罪被害者支援活動募金」活動  
令和5年度共同募金会テーマ募金助成金 81 万 2,970 円
- (ウ) ホンデリングによる寄附金収入（平成30年4月1日運用開始）  
令和4年12月から令和5年11月末までの寄附金 1 万 4,995 円

(エ) 犯罪被害者支援商品による寄附金収入 16万2,273円

- ・株式会社夢菓房たから「もったいない和」
- ・株式会社めりけんや「おみやげ生うどん」

(2) 公益目的事業2 (性暴力被害者支援事業)

相談件数 493件 (電話相談 473件、面接相談 20件)

直接的支援 10件 (弁護士相談付添い6件、行政窓口等の付添い2件等)

3 令和6年度事業計画

前年度と同様の取組を実施予定

4 収支報告・予算

(1) 収入

(単位：円)

区 分		令和5年度 決 算	令和6年度 予 算
公益事業会計1 (犯罪被害者支援事業)	犯罪被害者支援事業委託料(警察) 会費、助成金、負担金、寄附金等	18,141,376	18,393,200
公益事業会計2 (性暴力被害者支援事業)	性暴力被害者支援事業委託料(県)	12,315,667	15,236,000
法人会計		3,467,166	4,128,100
合 計		33,924,209	37,757,300

※ 被害者支援事業委託料(警察)は、令和5年度 482万5,000円 令和6年度 548万9,000円

(2) 支出

(単位：円)

区 分		令和5年度 決 算	令和6年度 予 算
公益事業会計1 (犯罪被害者支援事業)		18,498,248	18,731,478
公益事業会計2 (性暴力被害者支援事業)		12,315,667	15,236,000
法人会計		9,110,558	3,591,120
合 計		39,924,473	37,558,598

5 非常勤職員給与要綱の改正 (令和5年9月1日施行)

非常勤職員に対する時間給額について業務内容に応じて改正したもの

6 給与規程の改正 (令和6年1月1日施行)

センター職員の月額給与額について改正したもの

7 犯罪被害相談員の選任、援助事業に従事する職員の変更

(1) 犯罪被害相談員の選任 1人

(2) 援助事業に従事する職員の変更

ア 新規採用 3人

イ 退職 4人

ウ ボランティアから非常勤職員へ変更 1人

報告事項

警察庁長官又は中国四国管区警察局長が行う表彰（警察協力章及び中国四国管区警察局長感謝状）の受章（賞）者が決定した。

1 趣旨

多年にわたり警察活動に協力し、顕著な功労があると認められる者に対して警察庁長官及び中国四国管区警察局長が表彰を行うもの

2 受章（賞）者

(1) 警察庁長官表彰（警察協力章）～交通安全功労

東かがわ交通安全協会理事

東かがわ地域交通安全活動推進委員協議会会長

浦野 忠 信（うらの ただのぶ）氏 85 歳

(2) 中国四国管区警察局長表彰（感謝状）～法医功労

香川県医師会警察医会副会長

伊藤 輝 一（いとう てるかず）氏 73 歳

3 功労の概要

浦野 忠信	昭和 35 年に大内（現、東かがわ）交通安全協会の代議員に就任して以降、平成 19 年から令和 2 年まで同協会の副会長を務め、副会長を勇退した後も、現在まで同協会の理事として、64 年余りの長きにわたり、地域の交通安全活動に取り組み、住民の交通安全意識の高揚に努めるなど、その功労は特に顕著である。
伊藤 輝一	平成 13 年に香川県医師会警察医会の会員に就任して以降、平成 18 年から同医会の理事を、平成 27 年から同医会の副会長を務め、現在まで高松北警察署管内を中心に多数の検案実績があるほか、捜査員への的確な助言等により、数多くの事件解決に貢献するなど、その功労は顕著である。

4 参考

警察協力章…全国で 41 人が受章

中国四国管区警察局長感謝状…四国警察支局内で 6 人が受賞

公安委員会 説明資料No. 4	指定暴力団「六代目山口組」傘下組織組員に対する 中止命令の発出について	令和6年7月4日 刑 事 部
--------------------	--	-------------------

#### 報告事項

借金の返済名目で金品を不当要求した六代目山口組傘下組織組員に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)に基づき、中止命令を発出した。

### 1 中止命令を受けた者

住所 高松市

指定暴力団六代目山口組傘下組織組員 甲男

### 2 相手方(被害者)

A男

### 3 中止命令の理由及び根拠

#### (1) 理由

甲男は、令和6年6月11日、A男さんに電話で、「今月分はいつ払えるんや。」、「俺の知っているところに本当に出張行かすぞ。」等と告げて、自己が所属する指定暴力団の威力を示して金銭を要求したもの

#### (2) 根拠

ア 違反条項 法第9条第2号(不当贈与要求行為)

イ 命令適用条項 法第11条第1項(中止命令の根拠規定)

### 4 中止命令発出状況

#### (1) 発出日時

令和6年6月28日(金)午前11時58分

#### (2) 発出場所

高松南警察署構内

#### (3) 発出時の状況

甲男に対し、中止命令書を示して読み聞かせたところ、「分かった。」等と言って同命令書を受領した。

### 5 参考

(1) 令和6年の中止命令件数 2件目

(2) 法施行後の中止命令件数 242件目

**報告事項**

7月7日、「サンポート高松トライアスロン 2024～瀬戸内国際体育祭～」の開催に伴い、サンポート高松周辺の高松市道、中央通り等において交通規制(車両通行禁止)を実施するとともに、主催者側と連携した各種安全対策を講じる。

## 1 大会概要等

### (1) 大会概要

高松市サンポート地区の市道、国道30号(中央通り)等をコースとする一般レースを、下記の日程で開催する。

### (2) 競技概要

日時	区分	競技内容	参加予定者数
7月7日(日) 7:00～11:30	一般レース (エイジ競技)	スイム 1.5km バイク 40.0km ラン 10.0km } 計 51.5km	約 500 人

### (3) 主催者等

- 主催 サンポート高松トライアスロン大会実行委員会
- 共催 高松市

## 2 交通規制の概要

### (1) 規制日時

7月7日(日)午前6時30分から午前11時30分までの間  
(中央通り区間 午前6時30分から午前10時30分までの間)

### (2) 規制区間(総延長 2,550m)

サンポート地区から中新町交差点までの国道、県道、市道

### (3) 規制種別(警察署長の交通規制)

車両通行禁止(大会関係車両を除く)

## 3 各種安全対策の概要

### (1) 体制

警察官約 60 人、自主警備員約 280 人

### (2) 交通規制の事前広報

チラシの新聞折込み、規制予告看板設置、沿道住民・企業・消防への個別周知等

### (3) 関係機関との連絡調整

フェリー・バス等の公共輸送機関との事前調整、消防本部等との協議

### (4) 雑踏事故防止対策

パトカー4台で編成した機動対策班による事故・事件発生への対応のほか、徒歩や自転車を活用した周辺警戒班等による沿道周辺の雑踏事故防止への対応

公安委員会 説明資料No.6	白バイによる「セーフティ・ナイト部隊」の夜間運用 について	令和6年7月4日 交 通 部
<b>報告事項</b>		
<b>交通機動隊では、7月19日から夜間の白バイによる「セーフティ・ナイト部隊」を運用し、交通事故及び各種犯罪の抑止を図る。</b>		
<p><b>1 目的</b></p> <p>白バイの持つ優れた機動力と高い犯罪抑止力を夜間に用いることで、夏季シーズン中の薄暮時から夜間にかけて、道路における交通秩序を維持するとともに、各種犯罪の抑止を図ることを目的とする。</p> <p><b>2 「セーフティ・ナイト部隊」とは</b></p> <p>昭和58年7月、夏季における交通事故を抑止する「ナイト（夜間）・ナイト（騎士）部隊」として発足、平成元年から現在の名称に変更して運用している。</p> <p><b>3 運用要領</b></p> <p>(1) 運用期間 令和6年7月19日（金）から同年9月30日（月）までの間</p> <p>(2) 活動時間 午後6時頃から午後9時頃までの間</p> <p>(3) 活動路線等 国道11号、32号等の主要幹線道路、交通事故多発交差点等</p> <p>(4) 主な活動内容 白バイ複数台、パトカー等による</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ レッド走行及び駐留警戒</li><li>○ 車載マイク等を活用した歩行者・自転車利用者に対する指導・警告</li></ul> <p><b>4 運用開始に伴う夜間訓練の実施</b></p> <p>(1) 実施日時・場所 令和6年7月17日（水）午後7時から午後8時までの間 高松市郷東町 県運転免許センター（技能試験コース）</p> <p>(2) 参加者 交通機動隊長以下24人</p> <p>(3) 訓練内容 夜間における、二輪運転の危険性等を認識させるとともに、白バイの運転技術と冷静な判断力を養うため、スラローム走行、車両追跡走行等の夜間訓練を実施する。</p>		